

七月一日より製造物責任法(P.L.法)が施工されるなどになっている。OA機器におけるP.L.法といふものは、一体どんなものなのか、P.L.法に詳しいキヤノンの渡辺利範課長に3回にわたって掲載いただいた。

※P.L.とはひびきのことが我が国においても、製造物責任法(P.L. Product Liability)が、いよいよ一九九五年七月一日から施工されることとなりましたが、一体P.L.とは何に対する責任なのか、そして、従来の法律と何が異なるのかなどを簡単に述べ、皆様方のご理解の助けとなればと思っております。

P.L.とは、「製造物の欠陥により、人の生命、身体または財産に係わる被害が生じた場合における製造業者などの損害賠償責任」のことです。大切な点は、製品の中で部品が壊れたという事実にどまらず、その製品が原因で拡大された人

の特徴を例を用いて説明します。

う責任という点です。この

ような考え方では、海外のP.L.法も同様です。従つて、

製品が故障して動かない、

絵が出ない、製品内部に発

煙したが被書が製品内にと

どまつて、そのような例は、

今回のP.L.法に基づく責任

ではなくて、従来どおり、

売った物に「キズ」があつ

ます。いつもの様に使っていたところ、後からモクモ煙が出始め、やがて出火し、その火がカーテンに燃え移つて火事になつたとします。

ここで「事実」とは、火事

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

PL立法化に伴う最大の変

化。(実際は設計・製造の

過失を素人のユーチャーが証

ただ、この無過失責任の

要点です。

また、販売業者が部品を調

査してシステムを組み上げ

物が悪いといふことになり

ます。ユーチャーが証明すれば、P.L.法も同様です。従つて、

製品を愛用していたとし

ます。日本で今まで採用されて

きた明治二十九年の民法7

〇九条では、訴える側が過

失までかかるのを以て証明し

責任への転換が、今回の

OA機器業界におけるP.L.法について

品質本部・製品安全部 P.L.推進課課長 渡辺 利範

※今回のP.L.法の特徴は、

「通常有すべき安全性能を欠いて対応すること」になります。

（通常有すべき安全性能を欠いて対応すること）と定義されています。

それでは、國內のP.L.法を

ます。さらに「過失」とい

うのは、人が悪いといふの

③ 1995年(平成7年)7月15日(土曜日)

今月一日より製造物質
任法(PL法)が施行さ

①法規制の遵守と実質安全の確保
に実現するツールが創出され、列別製品安全技術基準

以上に確実に実行される事が期待できます。

たが、
業会や(財)家製塩
社日本東

状況に対応する指針として、「PL対応ガイドライン」があります。二つ目、

粉を特定していこし
うものです。

問題について、キヤノン（株）の品質本部・製品安全部P.L.P.推進課長の渡部利範氏にお願いして、OA機器業界でのP.L法について記事掲載を頂いた。今回は第2回目

れたが、前回よりこの各國の安全規制は最低限の要求です。それ遵守していたからと言て、P.L問題が発生した場合に免責になるものでもありません。従つて、キヤノンでは各國の安全規制をりつつ、もう一步踏み込

として「メーテー」との取組みの具体例について掲載いたしました。参考にして頂ければ幸いある。

※ せんじや
セント・ジヤ

7割を輸出しており、社会的責任を全する意味でもより安全な製品作りに心がけてきました。今回、日本のP-1法施行は、我々の組みを見直す良い機会となるべく、メーカーとしての取り組みの具体例を紹介しま

一般的に、企業のPL対応策として、製品安全（Product Safety）とPL防御（PLD=Product Liability Defense）の両面よりアプローチします。

A 機器業界における責任法(P.L.)について

品質本部・製品安全部
LP推進課課長

渡部
利範

だ安全性を追求する事とし、再発防止の目的も考慮

「マークII」基準を準備しておられます。

80年代後半より少しずつ標準文の集まりにならなくなっています。準化を進めており、その例

利範

検討していく必要があります。
※最後】
キヤノンは、P-I法への
対応と大きさにままで取
り組んできたわけではなく
、その都度必要性を感じ
て少しづつ時間をかけて対
応してきました。まだまだ
不足している点があるとい
いますので、担当部門とい
たしましては、社内外の皆
様方の御意見を採り入れな
がら、より良い体制を創づ
ていきたいと思っておりま
す。

（92・1・14）「ばは「カメ」（製品安全法）
「カクニ」（機器基準）」（機器基準）
「カクニ」（機器基準）」（機器基準）
「カクニ」（機器基準）」（機器基準）

規格 P.S活動の基本は、製
機器の安全性を高め
事ですが、警告ベル、
拔説明書は、それを補完
るものと位置づけており
ます。

キヤノンの上、アスクルへを
委員長とする「製品法務委員会」
員会ワーキンググループ「P
G」より、89年6月に発行
されました。

キヤノンは世界にいたる
地域販売会社を持つて
おり、また、様々な製品を取り扱っておられます。この形
態を整理した形で、89・5
にキヤノングループ全体の
PL保険体制を見直しまし

した考え方を「実質安全」と呼んでいます。「法規制の遵守と実質安全の確保」をキヤノンの製品安全のポリシーとし、P.L対策の基本としています。

したような基準が事業体の品質保証の仕組みに組み込まれ、製品はこの技術基準に従つて設計・評価され、安全であることが確認されて、製造されることになります。幸い多くの事業部でISO9000を取得しているのですが、今後は今まで

「事務機標準」べ
ル (89・3・3) 「P
LP 表示基準 (89・3)」
「事務機定格鉛版設計標準
(91・12・10)」があげられ
ます。
取扱説明書は後述する
「P-L 対応ガイドライン」
に沿って作る上げてある
ます。
※P-L 防護について
① P-L 対応ガイドライン
これまで述べてきた様に
製品安全について最大限の
努力をしておりますが、
様々な理由から市場におけ
るP-L的事故や事件を皆無
にすることは大変難しい状
況があります。このよくな

○取得をきつかけに見直しを実施中です。訴訟のために図面・評価記録・基準類を残すという考え方ではなく、メーカーとして当然残すべき資料があるはずであります。その点を強調し、PDSの観点から再度ファイルを見直して、本当に必要な

次回（最終回）は、本編連続の
読者の多数を占めておられる
のである事務機器取扱いの
サークルに携わっておられる
れる部門のP.L.法への対応
について掲載致します。